

# こんなときは

相談したい

- ここでの健康の問題や悩みがある こころの相談 ③～⑤
- ここでの健康について知りたい 心の健康づくり講座 ④・⑤
- 専門医の意見を聞きたい 精神保健福祉相談 ④・⑤
- 休日・祝日に相談したい 休日夜間相談センター ⑥

● こんなときには



● 市町村役場・保健センター



● 津山保健所



● 夜間・休日相談センターおかやま



● 病院・診療所（精神科）



● 通院医療費公費負担制度



● 精神科デイケア



● 居宅生活支援事業



● 地域生活支援センター



● 共同作業所・入所授産施設



● 社会適応訓練事業・ハローワーク



● 福祉ホーム・救護施設



● 精神障害者当事者・家族会



● その他の会（断酒会など）



● 精神障害者保健福祉手帳



● 障害年金・生活保護



● 問い合わせ先一覧



相談したい

- 医療機関を受診したい 病院・診療所 ⑦
- 医療費の負担を減らしたい 通院医療費公費負担制度 ⑦
- 生活のリズムをとり戻したい 精神科デイケア ⑧

相談したい

- 家で生活を続けていきたい 居宅生活支援事業 ⑨
- 生活の相談や交流する場がほしい 地域生活支援センター ⑩
- 仲間と一緒に作業から始めてみたい 共同作業所 ⑪
- 生活できて作業もできる場がほしい 入所授産施設 ⑫
- 就労できるか訓練してみたい 社会適応訓練事業 ⑬
- 仕事を探したい ハローワーク ⑭
- 住む場所の確保が難しい 福祉ホーム・救護施設 ⑮

相談したい

- 同じ悩みを持つ人たちと交流したい 精神障害者当事者・家族会 ⑯
- 同じ悩みを持つ人たちと交流したい 精神障害者家族会 ⑯
- 同じ悩みを持つ人たちと交流したい 精神障害者当事者・家族会 ⑯
- 同じ悩みを持つ人たちと交流したい その他（断酒会など） ⑯

相談したい

- 税金の減免等の公的支援が受けたい 精神障害者保健福祉手帳 ⑰
- 障害があって働けず収入がない 障害年金・生活保護 ⑱

相談したい

- どこに聞けばよいかわからない 津山保健所 ⑲
- 問い合わせ先の電話番号が知りたい 問い合わせ先一覧 ⑲

# はじめに

発達・成熟した社会ではメンタルヘルスは大きな問題でありますし、不況の昨今では中高年の中の自殺者が増大しています。自殺者の中には抑うつ感情にとらわれて自殺を決行した人も少なくありません。もし、もっと社会がメンタルヘルスに対する正しい認識を持っていたら、そういう人を救うことが出来たでしょう。精神障害に対する偏見が正しい認識の普及を妨げているのは残念でなりません。

ところで、平成6年に障害者基本法が制定されました。その中に精神障害者も含まれることになりました。従来、法的には精神障害者は医療の傘の下にしか位置づけられていなかつたのですから、障害者基本法で初めて福祉の傘の下にも属すことになったといえます。

以後、精神障害者の福祉施策は次々に打ち出されてきており、一昨年からは市町村でホームヘルパーの派遣事業を含む居宅生活支援事業が実施されることになりました。また、今回の障害者プランでは社会的な入院患者が地域で生活できるよう、福祉施設の一層の充実をめざして、それぞれ目標値が設定されました。

病気と障害を持っていても、社会的な支援の中、地域で生活できる人たちを増やしていくという方針はノーマライゼーションの実現のためにとても大切なことです。

しかし、各種の施策が実施されると、必要な情報を適宜取り出せるシステムがないと、せっかくの施策も利用者の恩恵につながらないという問題も出てきます。そのような問題を少しでも解消できればと思い、津山保健所管内の社会資源とその内容を冊子にまとめました。

この冊子が精神障害者の目に触れ、少しでも生活の充実につながることができればと思っております。

平成16年3月

岡山県津山保健所

所長 吉田 健男

# 市町村役場・保健センター

地域の保健福祉を支える市町村役場や保健センターは、わたしたちにとって身近な行政機関です。住民の健康を守るための活動をしています。

ご自身のこころの健康、ご家族の悩みなどについて保健師等が相談に応じ、社会資源や制度の利用についてのアドバイス等を行っています。

## こころの相談および訪問

心も身体と同じように健康が損なわれ、病気になります。

1人で悩んだりあきらめたりしていませんか。

他人に相談しにくい悩みや不安などを遠慮なくご相談ください。

電話や面接で保健師に相談することができます。また、必要に応じて保健師がご家庭に訪問することもできます。

お住いの地域にある相談窓口にご連絡ください。相談内容の秘密は守ります。



- 何もやる気が起こらない
- 痴呆かもしれない
- イライラしてどうしようもない
- 飲酒のことで困っている など

## 各種申請および手続きなど

精神障害を持つ方の社会参加に向けて様々な支援制度があります。

制度の利用については、申請が必要なものや詳しい説明が必要となるものがありますので、お住いの市町村の保健師や通院中の病院のケースワーカーにご相談ください。

※制度の説明ページもありますのでご活用ください。

支援制度	内 容	掲載ページ
通院医療費公費負担制度	通院治療費の負担が5%になります。	7 p
精神障害者居宅生活支援	生活支援サービスが利用できます。	9 p
精神障害者保健福祉手帳	各種支援を受けることができます。	17 p

その他にも患者会や家族会の紹介、作業所や社会復帰施設の利用の相談などいろいろな支援があります。保健師が相談の内容に応じて、支援制度や社会資源等のマネジメントを行っております。お気軽にご相談ください。



市町村では、住民のこころの健康づくりに関する様々な取り組みを行っています。

詳しい内容は保健師や相談窓口にお問い合わせください。

## 精神保健福祉相談

「どうしていいかわからない」、「専門的な意見が聞きたい」など専門の医師に相談してみたいと考えている方のため、無料で専門医に相談することができる日を設けています。匿名での相談もできます。

予約制ですので、事前にご連絡ください。

実施場所	実施日	連絡先
旭町保健センター	年6回(偶数月)	■ 0867-27-3675
久米南町役場 保健福祉課	年10回(不定期、訪問可)	■ 0867-28-2047
久米町役場 保健福祉課	年10回	■ 0868-57-7794

## こころの健康づくり講座

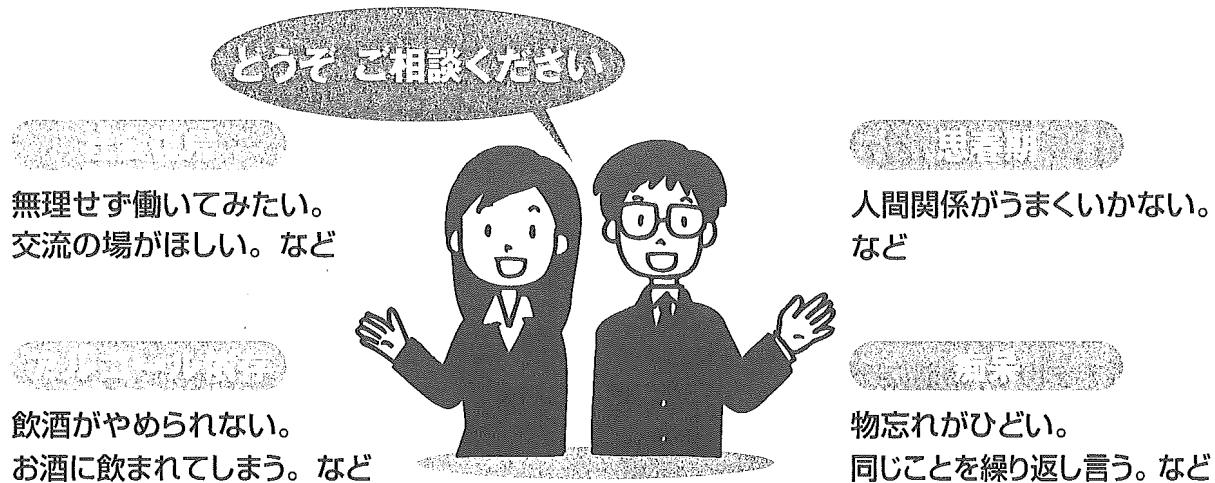
市町村役場では、こころの健康に関する講演会や座談会を開催しております。

担当窓口	内容	連絡先
津山市役所 健康増進課	心の健康、思春期保健等	■ 0868-32-2069
富村総合福祉センター	心の健康や高齢者の痴呆等	■ 0867-57-2100
阿波村保健福祉センター	心の健康、思春期保健等	■ 0868-46-2016

# 津山保健所

津山保健所では、地域の保健福祉を支える市町村役場や保健センターと共に、住民の健康を守るために活動をしています。

ご自身のこころの健康やご家族の悩みなどについて、保健師による相談や訪問をはじめ、普及啓発活動など総括的に取り組んでおります。



専門医に無料で相談できる日も設けておりますので、ご利用ください。

精神保健福祉相談	精神科の専門医に無料で相談できます。 (社会復帰、アルコール依存、痴呆、思春期など)
思春期保健相談	精神保健福祉相談 毎月 第2・4 金曜日
酒害相談	思春期相談 毎月 第2 火曜日 酒害相談 每月 第4 金曜日

その他にも地域のニーズに応じて色々な活動をしております。

保健所では、こころの健康に関する普及啓発のための講座を開催しています。

ストレスの多い生活の中でこころの健康を保つための方法や精神障害に関する知識など、自分にも人にも優しい心の健康づくりを始めませんか。

実施日、講座内容など詳しい内容は、担当窓口にお問い合わせください。

こころの病や障害に理解のある事業所(職親)で、働く練習ができます。  
仕事を通じて、自分の可能性を見つけてみませんか。(詳しくは12ページをご覧ください)

津山保健所 保健課 心の保健福祉係 まで

TEL 0868-23-0145  
FAX 0868-23-6129

# 精神科休日夜間相談センター「おかやま」

休日及び夜間ににおいて、急に不安・緊張状態になった精神障害をもつ方やその家族の相談や指導を行う休日夜間相談センターが開設されています。

センターでは、精神科の医師と看護師等のスタッフが電話での相談や来所相談に応じ、必要な場合には応急的な診療や、当番病院との連絡調整等も行います。

## 開所時間

月曜日から金曜日までの平日 ▶ 18:00～22:00（受付は21:30まで）

土・日・祝日、年始年末の休日 ▶ 10:00～22:00（受付は21:30まで）

## お問い合わせ

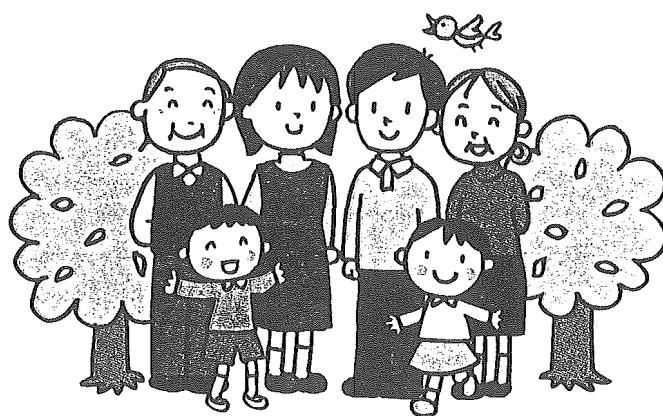
精神科休日夜間相談センター「おかやま」

TEL 086-225-9080



精神障害を持つ方の多くは、外見的にはわかりにくいため、周囲の人からは理解されにくく病気の症状や障害（生活のしづらさ）と絶えず向き合い、苦悩しています。

家族や地域の人たちの十分な理解と生活の支援が必要となります。



私たちは、精神障害を持つ方を温かい目で見守り、同じ社会の一員として付き合っていくことが大切です。

障害を持つ方が「できないこと」を責めるのではなく、「できること」を認め、頑張っている気持ちやつらい気持ちを受けとめましょう。

# 病院・診療所(精神科)

こころの病や障害についての認識が深まると共に、こころの病気の治療技術も進んできております。病院だけでなく診療所もでき、気軽に通院できるようになっています。こころの病気は早く気付き、早く治療を受けることが大切です。

## 精神科病院

名 称	住 所	連絡先
積善病院	津山市一方140	■ 0868-22-3166
希望ヶ丘ホスピタル	津山市田町115	■ 0868-22-3158

## 精神科又は心療内科診療所

名 称	住 所	連絡先
鶴山メンタルクリニック	津山市山下9-12	■ 0868-31-0115
奥津町国保診療所	奥津町女原90-1	■ 0868-52-2121
三村医院	鏡野町香々美850-8	■ 0868-56-0101

## 通院医療費公費負担制度

健康保険を使うだけでは、総医療費の30%を自己負担することになります。

この制度は、通院に係る医療費の95%を健康保険と公費で負担することで、自己負担が総医療費の5%になる制度です。

有効期限は2年間で、精神保健福祉手帳を持っていると手続きが簡素化されます。詳しくは、医療機関の窓口または市町村の担当窓口までお問い合わせください。

通院公費負担制度申請の流れ（※手続きには約1ヶ月かかります。）

申 請 者  
(当事者本人)  
※代行可

交付

お住いの  
市 町 村

交付

岡山県精神保健福祉センター  
月1回の審議会で判定されます。

# 精神科デイケア

こころの病や障害をお持ちで通院治療中の方を対象に、専門スタッフの指導の下、いろいろなプログラムにそって社会生活に必要な基礎的な能力を養います。規則正しい生活リズムを作り、生活の楽しみを見つけるなど、社会生活に必要な習慣・技術を身につけることができます。

通院先の主治医またはソーシャルワーカーに相談してください。通院先にデイケア施設がない場合は、他の病院のデイケアを受けることもできます。



## デイケアのある病院

名 称	住 所	連絡先
積善病院	津山市一方140	■ 0868-22-3166
希望ヶ丘ホスピタル	津山市田町115	■ 0868-22-3158



デイケアのプログラムを少しだけ紹介します。  
(場所によって内容が異なります。)

- ・ 戸外ゲーム、ゲートボール など
- ・ 絵画、陶芸、木工 など
- ・ 習字、新聞を読む など
- ・ 料理、カラオケ、バス旅行 など



※各種保険の対象となり、通院医療費公費負担制度も利用することができます。

また、生活保護を受給している場合、通院費用として交通費の請求ができます。



その他、「働きたい」、「退院しても住むところがない」などの悩みやニーズに対して、制度や施設などの紹介、手続きを病院のケースワーカーやソーシャルワーカーの方が行っています。お気軽にご相談ください。

# 精神障害者居宅生活支援事業

地域のなかで生活する精神障害者の方の日常生活を支援するサービスです。

精神保健福祉手帳(等級制限なし)をもっている、又は精神障害を支給事由とする障害年金を受けている方が利用することができます。

現状に応じてホームヘルプサービス、ショートステイサービス、グループホームサービスの中から必要なサービスを受けることができます。

利用したい方は、市町村の窓口や保健師にお気軽にご相談ください。



炊事や掃除がうまくできない・ ホームヘルプサービス

少しの間お世話になりたい・ ショートステイサービス

援助を受けて生活したい・ グループホームサービス

※お問い合わせは、お住いの市町村(25ページ)まで

## ホームヘルプサービス

在宅で生活している精神障害をお持ちの方に、生活に必要な援助や介護を定額料金で提供するサービスです。掃除や食事、入浴など、ヘルパーが家庭に訪問して生活に必要な支援を行います。

日常生活の負担や心配をへらすことで、心にゆとりのある暮らしをお手伝いします。詳しくは市町村の窓口や保健師等に相談してください。

例えばこのようなサービスがあります!必要なことはないですか?

家事援助	生活に必要な家事をお手伝いします。	・料理等の食事の用意 ・衣類の洗濯、縫い ・生活必需品の買い物 ・住居の掃除、ゴミ出し
身体介護	身体の介護をすることができます。	・入浴や整髪の勧奨、支援 ・服薬等の健康面への配慮 ・外出の同行や交通機関の利用助言等の外出支援
相談・助言	生活や身上、介護などの相談にのります。	・趣味や興味を生かすための助言 ・社会との付き合い方の支援 ・日常会話等の話し相手

※ご利用の際には、所得に応じて1時間につき 0円~950円の費用がかかります。

利用料は、個人によって違います。

## ショートステイサービス

介護をしている家族や世話人が何らかの理由で介護ができないとき、精神障害者の方に24時間の援助が可能な場所で短期間生活していただけるサービスです。冠婚葬祭や入院等の社会的な理由だけでなく、慰安旅行などの私的な理由であっても必要に応じて利用ができます。

在宅で生活している精神障害者だけでなく、介護をしている家族や世話人の方の負担や心配をへらすことで、心にゆとりのある暮らしをお手伝いします。

※現在、津山保健所管内でのサービスは行われておりません。利用については、市町村の窓口や保健師までご相談ください。

## グループホームサービス

精神障害をお持ちの方で、ある程度の介護・支援があれば1人で生活ができる方に対して住む場所を提供し、世話人による24時間の援助のもとで生活できるサービスです。

精神障害を持つ方が1人で暮らしていく為の習慣づくりのお手伝いをします。

詳しくは市町村の窓口や保健師等にご相談ください。

### 現在津山保健所管内にあるグループホーム

名 称	所在地	連絡先
● 赫赫荘 ● 光風荘 ● 時雨荘	津山市一方219-11	■ 0868-22-7347

## 精神障害者地域生活支援センター

日常生活に関する相談、生活への支援、地域交流を行っています。

利用者の要望に応じたサービスを展開しています。利用する際は登録が必要です。(登録は無料です。)

	<b>名 称</b>	津山地域生活支援センター「ネクスト津山」	
	<b>所在地</b>	津山市津山口308-5	■ 0868-22-1177

# 精神障害者共同作業所

精神障害者共同作業所では、回復途上にある精神障害の方が通所し、作業訓練等を受けながら社会適応能力の向上を図り、社会参加をめざしています。

単に作業をするだけでなく食事会などのレクリエーションも行っており、障害者同士の出会いの場、交流の場としても大切な場所になっています。

ここでの仲間とのふれあいは、病気の再発や再入院を防ぐためにも大きな意味を持っています。お気軽にお問い合わせください。  
見学することもできます。



名 称	作業内容	連絡先
津山しらうめの会 共同作業所	・かつおパックの袋詰め ・フルーツキップ作り ・さおり織り など	■ 0868-24-9012 又は ■ 0868-23-0145 (津山保健所 保健課)
久米町共同作業所 「ふれんど」	・フルーツキップ作り ・さおり織り など	■ 0868-57-3111 (久米町保健センター)
柵原町さつき 共同作業所	・フルーツキップ作り ・牛乳パックハガキ作り など	■ 0868-62-0215 又は ■ 0868-62-1115 (柵原町役場 保健課)
ワーキングメイト 共同作業所	・日本紅茶の袋詰め ・農作業(なし園、ぶどう園、茶畠等)など	■ 0868-22-0880
加茂町かけはし 作業所	・カッターの台紙型抜き、セット ・箸袋セット前工程 ・袋のシール貼り など	■ 0868-42-3004 (加茂町福祉センター内)
鏡野町共同作業所 「ふきのとう」	・ダイレクトメール開封・仕分け作業 ・陶芸 など	■ 0868-54-2111 (鏡野町役場 保健福祉課)



津山しらうめの会共同作業所



久米町共同作業所「ふれんど」



柵原町さつき共同作業所



ワーキングメイト共同作業所



加茂町かけはし作業所



鏡野町共同作業所「ふきのとう」

# 精神障害者入所支援施設

心の病気があるため、働く意欲や作業能力がありながら就労が困難な方々に、仕事の場と住居を提供する施設です。住居で生活する能力を養い、仕事の場で社会参加に必要な訓練を行うことができます。

名称	作業内容	所在地	連絡先
三楽園	ドライクリーニング 作業等	津山市一方281-1	0868-22-7347

## 社会適応訓練事業

こころの病や障害に理解のある事業所(職親)のもとで、働くことができる制度です。仕事を通じて作業能力、対人関係能力、環境適応能力などを養い、社会的自立を図ることを目的としています。理解ある職場で働いてみませんか。

**対象となる方**　回復途上にあり、精神障害をお持ちの通院中の方で、働く意欲があり、訓練に耐えられる方（保証人が必要です）

**訓練期間**　6ヶ月以内（3年までの更新ができます）

**利用にあたり**　申請書、主治医の意見書、保証書を保健所に提出します。  
保健所が希望者の面接調査を行った後に利用が決定されます。  
利用にあたっては主治医や保健師にご相談ください。

### お問い合わせ

津山保健所 保健課 心の保健福祉係 まで

0868-23-0145

## ハローワーク（公共職業安定所）

障害者の就職や採用についてのご相談は、ハローワークへご相談ください。

担当の専門官が配置されており、1人1人丁寧な職業相談が行われております。求職申込みをしますと、障害の状況、職種希望、適性・技能など綿密な相談を経て登録され、就職のお世話から就職後のアフターケアまで一貫したサービスを受けることができます。

**職業についての相談・指導・職業あっせん**

**職業訓練校などへの入校相談、受付**

**就職後の事業所に対する指導・相談 など**

お問い合わせ窓口

ハローワーク津山（津山公共職業安定所）まで

Tel 0868-22-8341

## 精神障害者福祉ホーム・救護施設

### 精神障害者福祉ホーム

掃除・洗濯・買物など生活に必要なことは1人で出来るけど、住むところがない精神障害者が方が、低額な料金で居室やその他の設備を利用することのできる施設です。生活に必要な能力を身につけながら、仲間と共に暮らすことができます。

#### 利用期限

原則として2年間です。

ただし、事情に応じて期間を延長することもできます。

また、施設によっては独自の利用期限を定めている場合もあります。

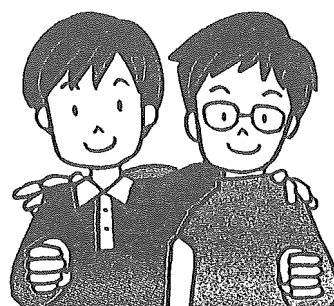
#### 費用について

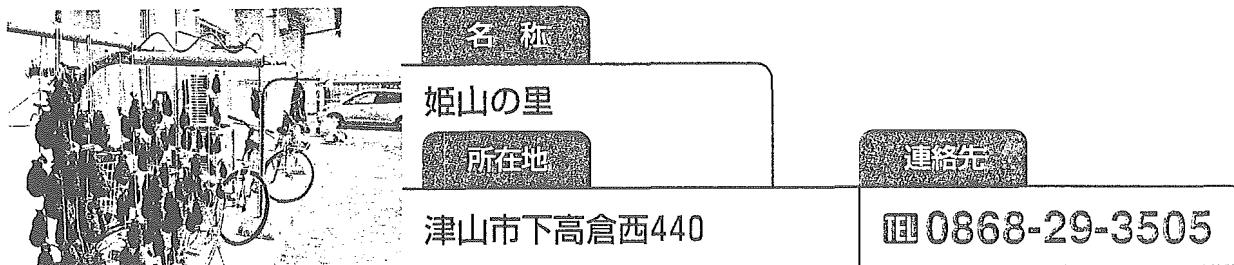
利用料、光熱水費及び食費等の実費が必要になります。

#### 申込方法

直接、施設にお申し込みください。

入居手続の際は、利用申請書、  
主治医の意見書等が必要です。

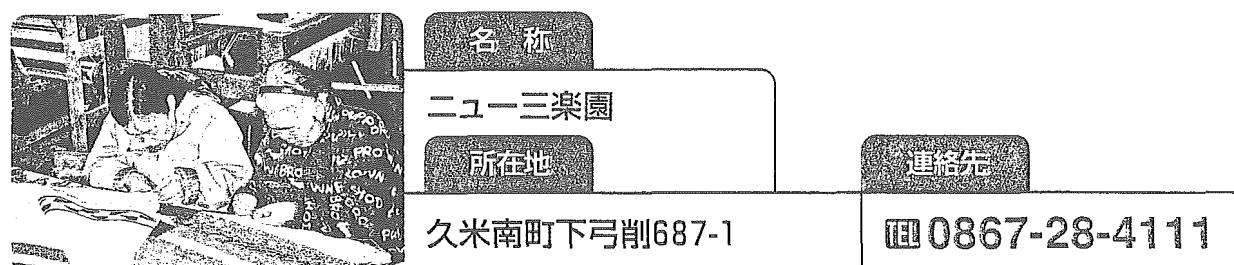




### 救護施設

**利用対象者** 生活保護を受給されている方で、心に障害があり、地域社会で日常生活がうまくできず、施設機能を活用すれば再び社会復帰が可能と見込まれる方が対象となります。

**申込方法** 市町村の生活保護担当窓口にお問い合わせください。



「障害と向かい合いながら自立して生活していきたい。」「働けるようになりたい」など、精神障害を持つ方の願いを支援するために、共同作業所や福祉ホームなどの社会資源が整えられつつあります。

しかし、病気や障害に適した社会資源を選ぶのは難しく、手続きが難解なものもあります。

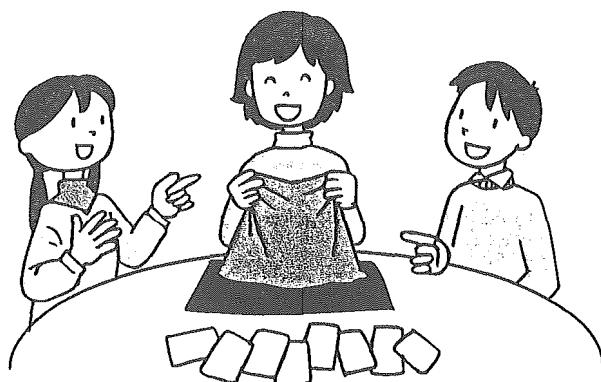
そんなときには、主治医や病院のケースワーカー、市町村や保健所の保健師に相談してみてください。必要な社会資源と一緒に考えててくれます。わからない時はまず相談してみましょう。

# 精神障害者当事者の会(患者会)

こころの病や障害をもった仲間が集まり、自立に向けて調理実習を行ったり、レクリエーションを通して仲間の輪を深めたりして、お互いに励まし合っていく交流の場として精神障害者当事者の会があります。

「参加したいなあ。」という方は、それぞれの問い合わせ先まで、気軽にお電話ください。

名 称	対 象	参加費	連絡先
のぎくの会	津山保健所管内の当事者 (津山市・苦田郡・久米郡)	300円	津山保健所 心の保健福祉係 <b>0868-23-0145</b>
なかよし 交流会	久米南町在住の 当事者	なし	久米南町役場 保健福祉課 <b>0867-28-2047</b>
さつき会	柵原町在住の 当事者	実費負担	柵原町役場 保健課 保健係 <b>0868-62-1115</b>



## 精神障害者家族会

こころの病や障害を持つ方を支えている家族の集まりが家族会です。お互いの悩みを語り、共感しあい、共に励まし合ったり、学びあったりなど様々な活動をしています。

気軽に問い合わせ先までご連絡ください。

名 称	対 象	会費	連絡先
津山 しらうめの会	津山保健所管内の家族 (津山市・苦田郡・久米郡)	年:3,000円	津山保健所 心の保健福祉係 <b>0868-23-0145</b>

# 精神障害者当事者・家族会（患者家族会）

こころの病や障害を持つ当事者の方と、本人を支えている家族の方が共に集まり、お互いの悩みを語り、励まし合い、学びあうことができるのが患者家族会です。手工芸や調理実習などをしていますので、興味のある方は、気軽にお電話ください。

名 称	対 象	活動日	参加費	連絡先
ふきのとうの会	鏡野町在住の当事者・家族	週3回	年会費 2,000円	鏡野町役場 保健係 <b>TEL 0868-54-2111</b>
中央町すみれ会	中央町在住の当事者・家族	月1回	200円	中央町保健センター <b>TEL 0868-66-0970</b>
つつじの会	旭町在住の当事者・家族	月1回	200円	旭町保健センター <b>TEL 0867-27-3675</b>
小梅の会	久米町在住の当事者・家族	不定期	200円	久米町役場 保健課 保健係 <b>TEL 0868-57-7794</b>

## その他の会

こころの病や障害を持つ当事者の方や社会参加の苦手な方が集まり、交流と自立を目指して月2回、仲間と楽しく作業を行う会もあります。

詳しい内容については担当窓口へお問い合わせください。

### お問い合わせ

旭町保健センターまで

**TEL 0867-27-3675**

断酒会はアルコールに関して、悩みをもつ仲間や家族と共に体験や気持ちを正直に話し合うことによってお互いに支え合い、助け合って断酒に取り組んでいきます。

例会ではそれぞれの酒害体験相談や決意表明などを行って、会員相互の連帯意識を基本に断酒を継続していきます。

### お問い合わせ

岡山県津山断酒新生会(事務局)まで

**TEL 0868-42-3304**

# 精神障害者保健福祉手帳

精神障害をもつ方が一定の障害にあることを証明するための手帳です。  
この手帳を持っていることにより、各種支援を受けることができます。

手帳は、精神障害のため、日常生活や社会生活にハンディキャップのある方が持つことができます。入院・在宅による区別や年齢による制限はありません。

あなたのハンディキャップの程度に応じて、3段階の障害等級があります。

1級	日常生活を援助なしに維持することが不能である程度のもの
2級	日常生活又は社会生活に著しい制限を受ける程度のもの
3級	日常生活又は社会生活に制限を受ける、制限が必要となる程度のもの

※手帳には、単に「障害者手帳」と標記し、顔写真や疾患名等は記載されません。

手帳は、精神障害をもつ方が申請することで交付されます。申請や手帳の受け取りなどの手続きは、家族の方が代わってすることもできます。

## 申請窓口

お住まいの地域の市町村役場又は保健センター

## 必要な書類

申請書に医師の診断書

(または、障害年金の年金証書の写し及び同意書)

## 更新について

手帳の有効期限は2年間です。更新申請に基づき、2年ごとに障害の状態を再認定した上で更新されます。

(更新時期の案内はありません。)

手帳交付までの流れ（※手続きには約1ヶ月かかります。）



手帳を所持することで等級に応じた様々な支援を受けることができます。  
お住いの市町村の保健師に相談してください。

サービス名	内容
通院医療費公費負担の申請の簡素化	手帳を提示すれば、通院医療費公費負担の申請のときに診断書の提出、審査会の判定が不要になります。
居宅生活支援サービスの利用(9ページ参照)	精神障害者居宅生活支援サービス(ホームヘルプ、ショートステイ、グループホーム)を利用することができます。お住いの市町村へお問い合わせください。
生活保護の障害者加算	生活保護を受けている当事者の方は、手帳の所持により障害者加算の申請ができます。
老人保健法による医療	満65~69才の手帳1・2級所持者は、市町村長の認定を受けることで、老人保健法による医療受給者証の交付を受けることができ、医療の負担額が通院・入院共に70才以上の老人と同じ取り扱いになります。
税制上の優遇措置	手帳によって、所得税や住民税の障害者控除などの優遇措置が受けられます。(19P別表参照)
児童福祉年金の支給	手帳所持者が満20才未満の場合、保護者の方に児童福祉年金が支給されます。
NTTの無料番号案内	NTTへ申請すると、NTTの電話番号案内を無料で利用できるようになります。 問い合わせ先:0120-104-174(NTTフリーダイヤル)
公共施設等利用料の減免	公共施設等の利用料が免除・割引になります。 詳しくは利用施設にお問い合わせください。 鶴山公園(津山市)、「めぐみ荘」温泉入浴(加茂町)、後楽園(岡山市)、チボリ公園(倉敷市)など
携帯電話の基本使用料等の割引	各社へ申し込みをすれば、基本使用料等が割引になる制度です。詳しくは各社へお問い合わせください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● NTTドコモ : 0120-800-000 (無料)</li> <li>● au(KDDI) : 0077-7-111 (無料)</li> <li>● ボーダフォン : 0088-259-157 (無料)</li> <li>● ツーカーグループ : 0077-787-1511 (無料)</li> </ul>

## 税制上の優遇措置一覧表

区分	内容	申込書類	手続窓口
所得税の障害者控除	40万円の所得控除。 1級の方と同居の場合は配偶者控除・扶養控除に35万円加算されます。	1級	確定申告の場合は翌年3月15日までに税務署へ申告してください。  給与所得者の場合は勤務先で年末調整の手続きをしてください。
	27万円の所得控除	2・3級	
相続税の障害者控除	相続・遺贈により財産を取得した場合、本人が70歳になるまでの年数に1級は12万円、2・3級は6万円を乗じた額を通常の相続税から控除します。	1～3級	被相続人の死亡後、10ヶ月以内に税務署に申告してください。
贈与税の障害者控除	障害者に財産を贈与する場合、信託銀行と「特別障害者扶養信託」契約を結ぶことで、贈与額のうち6,000万円まで非課税になります。	1級	銀行の営業所と相談してください。「障害者非課税信託申告書」を税務署に提出することになります。  銀行は信託財産を管理運営し、障害者の生活費や医療費などを定期的に支払います。
住民税の障害者控除	30万円の所得控除。 1級の方と同居の場合は配偶者控除・扶養控除に23万円加算されます。	1級	市役所・町村役場の課税担当課に申告してください。  所得税法上の前年の合計所得が125万円以下の方は非課税となります(1～3級)。
	26万円の所得控除	2・3級	
自動車税の減免	通院医療費公費負担を利用している本人、又は同一生計者が通院等のために定期的に週1日以上、または月4日以上、自動車を使用するときに、自動車税・軽自動車税・自動車取得税が免除されます。適用は1台のみです。	1級	新たに自動車を取得したときは、新規登録の際、または登録の日から1ヶ月以内に自動車税事務所又は、振興局税務部で手続きしてください。  すでに自動車を所有しているときはなるべく早めに、普通車は振興局税務部で、軽自動車は市町村役場で手続きしてください。
預貯金の利子非課税	銀行預金、郵便貯金等の利子について非課税制度利用できます。 限度額はそれぞれ350万円。 合計1,050万まで	1～3級	郵便局、金融機関、証券会社の営業所等で所定の書類を提出してください。  その際、手帳による本人確認が必要です。



手帳によるサービスには、お住いの市町村で独自に行っているサービスもあります。手帳を申請するときに、市町村の方に相談してください。



サービス名	市町村名	内容・対象	詳 細
公共施設 利用料の 減免	岡山県	利用料減免 (1~3級)	<ul style="list-style-type: none"><li>・県立美術館入館料・県立博物館入館料 (本人無料、介護者1名無料)</li><li>・後楽園入園料、県立吉備路郷土館入館料、県立 児童会館プラネタリウム入場料(本人無料)</li><li>・県南部健康づくりセンター入場料 (本人無料、介護者2名無料)</li><li>・グリーンヒルズグラスハウス(本人半額)</li></ul>
	津山市	利用料減免 (1~3級)	<ul style="list-style-type: none"><li>・鶴山公園入園料・郷土博物館入館料津山洋学博 物館入館料(本人無料)</li><li>・津山科学博物館入館料(100円引き)</li><li>・クラブハウス入場料(本人半額)</li></ul>
	岡山市	利用料減免 (1~3級)	<ul style="list-style-type: none"><li>・オリエント美術館入館料・半田山植物園入園料・ 岡山城天守閣入場料(本人無料)</li><li>・ふれあいセンター桑野湯入湯料(割引)</li><li>・国民宿舎桃太郎荘(1泊500円割引・休憩200円割引)</li></ul>
	倉敷市	利用料減免 (1~3級)	<ul style="list-style-type: none"><li>・市立美術館観覧料・自然史博物館観覧料・ライフ パーク倉敷・倉敷科学センター観覧料・瀬戸大橋 架橋記念館入場料(本人無料)</li><li>・国民宿舎王子ヶ岳・良寛荘宿泊料(1割引)</li></ul>
	勝央町	利用料減免 (1~3級)	<ul style="list-style-type: none"><li>・勝央町郷土美術館入場料(本人無料)</li></ul>
	奈義町	利用料減免 (1~3級)	<ul style="list-style-type: none"><li>・現代美術館入館料・ピカリアミュージアム入館料 (本人無料)</li></ul>
	作東町	利用料減免 (1~3級)	<ul style="list-style-type: none"><li>・町立美術館入館料(1・2級→本人と介護者全額 割引)(3級→団体割引を適用)</li></ul>
	勝山町	利用料減免 (1~3級)	<ul style="list-style-type: none"><li>・郷土資料館入館料・武家屋敷館入館料(本人無料)</li><li>・神庭の滝自然公園(本人半額)</li></ul>
	東粟倉町	利用料減免 (1~3級)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ベルピール自然公園入園料(本人1割引)</li><li>・現在玩具博物館入館料(本人半額)</li></ul>
	新見市	利用料減免 (1級)	<ul style="list-style-type: none"><li>・千層温泉利用助成券の交付 (300円×2回分、介護者1名含む)</li></ul>